

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 28 日

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令（令和 4 年国土交通省令第 12 号）誤りに関する注意事項について

令和 4 年 3 月 18 日、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令（令和 4 年国土交通省令第 12 号。以下「改正省令」という。）を公布しました。

改正省令においては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和 58 年運輸省令第 39 号）第 12 号の 4 様式（国際水バラスト管理証書の様式）を新旧形式によって改正していますが、改正前欄中「method(s)」とすべきところを誤って「methood(s)」としています。

この誤りは、改正対象箇所の範囲外における誤りであるため、改正そのものに影響を及ぼすものではありませんが、本誤りによる更なるミスを防ぐため、すべての改正を正しく反映した改正後の海防法施行規則及び海防法検査規則の溶け込み版を別紙のとおり周知いたします。

- ・別紙①（改正後の海防法施行規則の条文）
- ・別紙②（改正後の海防法検査規則第十二号の四様式）
- ・別紙③（改正後の海防法検査規則第十二号の五様式）

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）（抄）

（燃料油の採取位置の指定）

第十二条の十七の五の三 法第十九条の二十二第一項の船舶（引火点が摂氏六十度以下の燃料を使用する船舶を除く。）の船舶所有者は、法第十九条の二十
一第一項又は第二項に規定する基準に適合する燃料油を使用するときは、あらかじめ、国土交通大臣の指示するところにより、当該燃料油を採取すること
ができる位置を指定するものとする。

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）（抄）

第十二号の四様式（第二十六条関係）

第十二号の五様式（第二十六条関係）

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年四月一日（次条及び附則第三条第三項において「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条中第十二号の四様式の改正
規定及び附則第三条第一項の規定は、令和四年六月一日から施行する。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 施行日前に建造された船舶については、当該船舶について令和五年四月一日以後最初に行われる定期検査（当該船舶を初めて航行の用に供しようと
するときに行われるものを除く。）の時期までは、第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十二条の十七の五
の三の規定は、適用しない。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に交付されている第二条の規定による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の
検査等に関する規則第十二号の四様式の国際水バラスト管理証書は、同条の規定による改正後の同規則第十二号の四様式の国際水バラスト管理証書とみな
す。

2 この省令の施行の際現に交付されている第二条の規定による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査
等に関する規則第十二号の五様式の国際大気汚染防止証書は、同条の規定による改正後の同規則第十二号の五様式の国際大気汚染防止証書とみなす。

3 地方運輸局長（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二の十九第一号に規定する地方

運輸局長をいう。）は、施行日前に建造された船舶に対して施行日から当該船舶について令和五年四月一日以後最初に行われる定期検査（当該船舶を初めて航行の用に供しようとするときに行われるものを除く。）の時期までの間に国際大気汚染防止証書を交付する場合には、当該国際大気汚染防止証書に当該船舶が附則第二条の規定の適用を受けている旨を記載するものとする。ただし、当該船舶について第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十二条の十七の五の三に規定する位置が指定されているときは、この限りでない。

国際水バラスト管理証書
INTERNATIONAL BALLAST WATER MANAGEMENT CERTIFICATE



日本国
JAPAN

船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約(以下「条約」という。)の規定に基づいて、日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the International Convention for the Control and Management of Ships' Ballast Water and Sediments (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan:

船舶の要目

Particulars of ship

船名
Name of ship
船舶番号又は信号符字
Distinctive number or letters
船籍港
Port of registry
総トン数
Gross tonnage
国際海事機関船舶識別番号
IMO Number
建造日
Date of Construction
水バラスト容積（立法メートル）
Ballast Water Capacity (in cubic metres)

水バラスト管理に用いる方法の詳細

Details of Ballast Water Management Method(s) Used

水バラスト管理に用いる方法
Method of Ballast Water Management used
設置日（該当する場合）（年/月/日）
Date Installed (if applicable) (dd/mm/yyyy)
製造者名（該当する場合）
Name of manufacturer (if applicable)

この船舶において使用される主たる水バラスト管理の方法は、

The principal Ballast Water Management method(s) employed on this ship is/are:

- D-1 規則に従う。
 in accordance with regulation D-1
- D-2 規則に従う。
 in accordance with regulation D-2
(記述)
(describe)
- この船舶は、D-4規則に従う。
 the ship is subject to regulation D-4
.....規則に従うその他の手法である。
- other approach in accordance with regulation

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY

1. この船舶が、条約附属書 E-1 規則の規定により検査されたこと。
That the ship has been surveyed in accordance with regulation E-1 of the Annex to the Convention; and
2. 検査の結果、この船舶の水バラスト管理が条約附属書 E-1 規則の規定に適合していること。
That the survey shows that Ballast Water Management on the ship complies with the Annex to the Convention.
この証書は、条約附属書 E-1 規則の規定による検査が行われることを条件として.....まで効力を有する。

This certificate is valid until _____ subject to surveys in accordance with regulation E-1 of the Annex to the Convention.

この証書の基となる検査が完了した日 _____

Completion date of the survey on which this certificate is based : _____

_____において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at _____

(Place of issue of certificate)

(発給の日付)

(Date of issue)

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輸 事 務 所 長

(印章)

年次検査及び中間検査のための裏書

ENDORSEMENT FOR ANNUAL AND INTERMEDIATE SURVEY(S)

条約附属書 E-1 規則の規定により要求される検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that at a survey required by regulation E-1 of the Annex to the Convention the ship was found to comply with the relevant provisions of the Convention:

年次検査
Annual survey :

場所

Place : _____

日付

Date : _____

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輸 事 務 所 長

(印章)

年次検査／中間検査
Annual survey / Intermediate survey :

場所

Place : _____

日付

Date : _____

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輸 事 務 所 長

(印章)

年次検査／中間検査
Annual survey / Intermediate survey :

場所

Place : _____

日付

Date : _____

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長

地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長 (印章)
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖繩総合事務局長
運輸事務所長

年次検査
Annual survey :

場所
Place :
日付
Date :

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長 (印章)
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖繩総合事務局長
運輸事務所長

条約附属書 E-5 規則 8.3 の規定に基づく年次検査又は中間検査

ANNUAL/INTERMEDIATE SURVEY IN ACCORDANCE WITH REGULATION E-5.8.3

条約附属書 E-5 規則 8.3 の規定に基づく年次検査/中間検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at an annual/intermediate survey in accordance with regulation E-5.8.3 of the Annex to the Convention, the ship was found to comply with the relevant provisions of the Convention:

場所
Place :
日付
Date :

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長 (印章)
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖繩総合事務局長
運輸事務所長

条約附属書E-5規則3の規定を適用する場合における5年未満の期間について

発給された証書の有効期間を延長するための裏書

ENDORSEMENT TO EXTEND THE CERTIFICATE IF VALID FOR LESS THAN 5

YEARS WHERE REGULATION E-5.3 APPLIES

この船舶は、条約の関係規定に適合していると認められる。よつて、この証書は、同条約附属書E-5規則3の規定に従つて.....まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of the Convention and this Certificate shall, in accordance with regulation E-5.3 of the Annex to the Convention, be accepted as valid until.....

場所
Place :
日付
Date :

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長 (印章)
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖繩総合事務局長
運輸事務所長

更新検査が完了し、条約附属書E-5規則4の規定を適用する場合における裏書

ENDORSEMENT WHERE THE RENEWAL SURVEY HAS BEEN COMPLETED AND

REGULATION E-5.4 APPLIES

この船舶は、条約の関係規定に適合していると認められる。よつて、この証書は、同条約附属書E-5規則4の規定に従つて.....まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of the Convention, and this Certificate shall, in accordance with regulation E-5.4 of the Annex to the Convention, be accepted as valid until.....

場所

Place :

日付

Date :

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖繩総合事務局長
運輸事務所長

(印章)

条約附属書E-5規則5又は6の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

ENDORSEMENT TO EXTEND THE VALIDITY OF THE CERTIFICATE UNTIL REACHING THE PORT OF SURVEY OR FOR A PERIOD OF GRACE WHERE REGULATION E-5.5 OR E-5.6 APPLIES

この証書は、条約附属書 E-5 規則 5 又は 6 の規定に従って.....まで効力を有するものとする。

This Certificate shall, in accordance with regulation E-5.5 or E-5.6 of the Annex to the Convention, be accepted as valid until

場所

Place :

日付

Date :

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖繩総合事務局長
運輸事務所長

(印章)

条約附属書 E-5 規則 8 の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げるための裏書

ENDORSEMENT FOR ADVANCEMENT OF ANNIVERSARY DATE WHERE REGULATION E-5.8 APPLIES

条約附属書E-5規則8の規定に従い、新たな検査基準日は、.....とする。

In accordance with regulation E-5.8 of the Annex to the Convention the new Anniversary date is.....

場所

Place :

日付

Date :

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖繩総合事務局長
運輸事務所長

(印章)

条約附属書E-5規則8の規定に従い、新たな検査基準日は、.....とする。

In accordance with regulation E-5.8 of the Annex to the Convention the new Anniversary date is.....

場所

Place :

日付

Date :

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長

(印章)

地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖繩総合事務局長
運輸事務所長

国際大気汚染防止証書
INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE



日本国
JAPAN

改正された 1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書によって修正された同条約(以下「条約」という。)を改正する 1997 年の議定書に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended, to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 related thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan:

船舶の要目

Particulars of ship

船名

Name of ship

船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters

船籍港

Port of registry

総トン数

Gross tonnage

国際海事機関船舶識別番号

IMO Number

この証書は、以下の事項を証明する。

THIS IS TO CERTIFY

1 当該船舶が条約の附属書 VI の第 5 規則に基づいて検査されたこと。

That the ship has been surveyed in accordance with regulation 5 of Annex VI of the Convention; and

2 検査の結果、この船舶の設備、装置、取付け物、配置及び材料がすべての点において条約附属書 VI に定める関係要件に適合していること。

That the survey shows that the equipment, systems, fittings, arrangements and material fully comply with the applicable requirements of Annex VI of the Convention.

この証書の基となる検査が完了した日

Completion date of survey on which this certificate is based:

この証書は、条約附属書 VI 第 5 規則の規定による検査が行われることを条件として、.....まで効力を有する。

This Certificate is valid until subject to surveys in accordance with regulation 5 of Annex VI of the Convention.

.....において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at

(Place of issue of the Record)

.....
(発給の日)

.....
(Date of issue)

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

(印章)

年次検査及び中間検査のための裏書
Endorsement for annual and intermediate surveys

この証書は、この船舶が、条約附属書 VI 第 5 規則の規定により要求される検査において、同附属書の関係規定に適合していることが認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that at a survey required by regulation 5 of Annex VI of the Convention the ship was found to comply with the relevant provisions of that Annex :

年次検査 場所
Annual survey : Place :
日付
Date :

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長 (印章)
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輸 事 務 所 長

年次検査/中間検査 場所
Annual/Intermediate survey : Place :
日付
Date :

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長 (印章)
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輸 事 務 所 長

年次検査/中間検査 場所
Annual/Intermediate survey : Place :
日付
Date :

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長 (印章)
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輸 事 務 所 長

年次検査 場所
Annual survey : Place :
日付
Date :

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長 (印章)
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輸 事 務 所 長

条約附属書 VI 第 9 規則 8.3 の規定に基づく年次検査又は中間検査
Annual/intermediate survey in accordance with regulation 9.8.3

条約附属書 VI 第 9 規則 8.3 の規定に基づく年次検査又は中間検査において、この船舶が同附属書の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at an annual/intermediate survey in accordance with regulation 9.8.3 of Annex VI of the Convention, the ship was found to comply with the relevant provisions of that Annex :

場所
Place :
日付
Date :

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輸 事 務 所 長
(印章)

条約附属書 VI 第 9 規則 3 を適用する場合における 5 年未満の期間について
発給された証書の有効期間を延長するための裏書
Endorsement to extend the certificate if valid for less than 5 years where regulation 9.3 applies

この船舶は、附属書の関係規定に適合していることが認められる。よつて、この証書は、同条約附属書 VI 第 9 規則 3 の規定に従つて.....まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of the Annex, and this certificate shall, in accordance with regulation 9.3 of Annex VI of the Convention, be accepted as valid until

場所
Place :
日付
Date :

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輸 事 務 所 長
(印章)

更新検査が完了し、条約附属書 VI 第 9 規則 4 の規定を適用する場合における裏書
Endorsement where the renewal survey has been completed and regulation 9.4 applies

この船舶は、附属書の関係規定に適合していることが認められる。よつて、この証書は、同条約附属書 VI 第 9 規則 4 の規定に従つて.....まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of the Annex, and this certificate shall, in accordance with regulation 9.4 of Annex VI of the Convention, be accepted as valid until

場所
Place :
日付
Date :

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輸 事 務 所 長
(印章)

条約附属書 VI 第 9 規則 5 又は第 9 規則 6 の規定を適用する場合における検査港に到着
するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書
Endorsement to extend the validity of the certificate until reaching the port of survey or
for a period of grace where regulation 9.5 or 9.6 applies

この証書は、条約附属書 VI 第 9 規則 5 又は第 9 規則 6 の規定に従つて
まで効力を有するものとする。

This certificate shall, in accordance with regulation 9.5 or 9.6 of Annex VI of the Convention, be accepted as valid until

.....
場所
Place :
日付
Date :

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長 (印章)
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輸 事 務 所 長

条約附属書 VI 第 9 規則 8 の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げる裏書
Endorsement for advancement of anniversary date where regulation 9.8 applies

条約附属書 VI 第 9 規則 8 の規定に従い、新たな検査基準日は、
とする。

In accordance with regulation 9.8 of Annex VI of the Convention, the new anniversary date is

.....
場所
Place :
日付
Date :

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長 (印章)
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輸 事 務 所 長

条約附属書 VI 第 9 規則 8 の規定に従い、新たな検査基準日は、
とする。

In accordance with regulation 9.8 of Annex VI of the Convention, the new anniversary date is

.....
場所
Place :
日付
Date :

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長 (印章)
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輸 事 務 所 長

国際大気汚染防止証書の追補
SUPPLEMENT TO INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE

(IAPP 証書)
(IAPP CERTIFICATE)

構造及び設備に関する記録
RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT

注釈

Notes:

- 1 この記録は、IAPP 証書に常に添付しておく。IAPP 証書は、いかなる時も船内に備えておく。
- 1 This Record shall be permanently attached to the IAPP Certificate. The IAPP Certificate shall be available on board the ship at all times.
- 2 記録は、少なくとも英語、フランス語又はスペイン語であること。発給国の公用語が併記されている場合において記載の不一致がある場合には、発給国の公用語による記載が優先する。
- 2 The Record shall be at least in English, French or Spanish. If an official language of the issuing country is also used, this shall prevail in case of a dispute or discrepancy.
- 3 記入欄には、「該当する。」又は「適用がある。」の場合は「×」を、また「該当しない。」又は「適用がない。」の場合は「-」を、記入する。
- 3 Entries in boxes shall be made by inserting either a cross (x) for the answer “yes” and “applicable” or a (-) for the answers “no” and “not applicable” as appropriate.
- 4 別段の定めがない限り、この記録において、「規則」とは条約附属書 VI の規則をいい、また「決議」又は「回章」とは、国際海事機関が採択したものをいう。
- 4 Unless otherwise stated, regulations mentioned in this Record refer to regulations of Annex VI of the Convention and resolutions or circulars refer to those adopted by the International Maritime Organization.

1. 船舶の要目

Particulars of ship

1.1 船名

Name of ship

1.2 国際海事機関船舶識別番号

IMO number

1.3 キールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日

Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of construction

1.4 船の長さ

Length (L) metres

2. 船舶からの大気汚染に係る排出の規制

Control of emissions from ships

2.1 オゾン層破壊物質（第 12 規則）

Ozone-depleting substances (regulation 12)

- 2.1.1 オゾン層破壊物質（ハイドロクロロフルオロカーボンを除く。）を含んでいる次に掲げる消火装置その他の装置及び設備であつて、2005 年 5 月 19 日以前に設置されたものは、引き続き使用することができる。
The following fire-extinguishing systems, other systems and equipment containing ozone-depleting substances, other than hydrochlorofluorocarbons(HCFCs), installed before 19 May 2005 may continue in service:

装置又は設備 System or Equipment	設置場所 Location on board	物質 Substance

- 2.1.2 2020 年 1 月 1 日以前に搭載された、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFCs）を含む次の装置は、引き続き使用することができる。

The following systems containing HCFCs installed before 1 January 2020 may continue in service:

装置又は設備 System or Equipment	設置場所 Location on board	物質 Substance

2.2 窒素酸化物（NOx）（第 13 規則）

		13.5.2 (Exemptions)						
10f		第 13 規則 7.1.2 13.7.1.2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11a	三次規制（窒素酸化物排出規制海域に限る。） Tier III (ECA-NOx only)	第 13 規則 5.1.1 13.5.1.1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11b		第 13 規則 2.2 13.2.2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11c		第 13 規則 2.3.2 13.2.3.2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11d		第 13 規則 7.1.2 13.7.1.2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	基準適合改造 AM*	導入 installed	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13		商業的に存在しない not commercially available at this survey	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14		適用不可能 not applicable	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

* 基準適合改造プロセスに係る 2014 年のガイドライン（決議 MEPC.243(66) 参照
Refer to the 2014 Guidelines on the approved method process (resolution MEPC.243(66)).

2.3 硫黄酸化物 (SOx) 及び粒子状物質 (第 14 規則)

Sulphur oxides (SOx) and particulate matter (regulation 14)

2.3.1 船舶が、第 14 規則 3 に規定する排出規制海域外を運航する場合には、

When the ship operates outside of an emission control area specified in regulation 14.3, the ship uses :

- .1 硫黄分の濃度が 0.50% m/m 以下の燃料油を使用し、これを燃料油供給証明書で証明し、又は fuel oil with a sulphur content as documented by bunker delivery notes that does not exceed the limit value of 0.50% m/m, and / or
- .2 0.50% m/m 以下の硫黄分濃度の燃料油を使用する場合と少なくとも SOx 放出低減の観点から同様の効果があるものとして、第 4 規則 1 により承認され、2.6 の表に記載された同等物を使用する。an equivalent arrangement approved in accordance with regulation 4.1 as listed in paragraph 2.6 that is at least as effective in terms of SOx emission reductions as compared to using a fuel oil with a sulphur content limit value of 0.50% m/m

2.3.2 船舶が、第 14 規則 3 に規定する排出規制海域内を運航する場合には、

When the ship operates inside an emission control area specified in regulation 14.3, the ship uses:

- .1 硫黄分の濃度が 0.10% m/m 以下の燃料油を使用し、これを燃料油供給証明書で証明し、又は fuel oil with a sulphur content as documented by bunker delivery notes that does not exceed the limit value of 0.10% m/m, and / or
- .2 0.10% m/m 以下の硫黄分濃度の燃料油を使用する場合と少なくとも SOx 放出低減の観点から同様の効果があるものとして、第 4 規則 1 により承認され、2.6 の表に記載された同等物を使用する。an equivalent arrangement approved in accordance with regulation 4.1 as listed in paragraph 2.6 that is at least as effective in terms of SOx emission reductions as compared to using a fuel oil with a sulphur content limit value of 0.10% m/m

2.3.3 第 4 規則 1 により承認され、2.6 の表に記載された同等物を設置しない船舶にあつては、使用する目的で搭載する燃料油の硫黄分濃度は 0.50% m/m 以下とし、これを燃料油供給証明書で証明する。

For a ship without an equivalent arrangement approved in accordance with regulation 4.1 as listed in paragraph 2.6, the sulphur content of fuel oil carried for use on board the ship shall not exceed 0.50% m/m as documented by bunker delivery notes

2.3.4 船舶には、第 14 規則 10 又は 11 に基づき、燃料油を採取する位置が指定されている。

The ship is fitted with designated sampling point(s) in accordance with regulation 14.10 or 14.11

2.3.5 第 14 規則 12 により、第 14 規則 10 又は 11 に基づく採取位置の指定の要件は、船舶を推進し、又は運航するための燃焼を目的とする低引火点燃料用の燃料供給装置には適用されない。

In accordance with regulation 14.12, the requirement for fitting or designating sampling point(s) in accordance with regulation 14.10 or 14.11 is not applicable for a fuel oil service system for a low-flashpoint fuel for combustion purposes for propulsion or operation on board the ship

2.4 揮発性有機化合物 (VOCs) (第 15 規則)

Volatile organic compounds (VOCs) (regulation 15)

2.4.1 このタンカーは、MSC/Circ.585 に従って承認された揮発性物質放出防止設備を有している。

The tanker has a vapour collection system installed and approved in accordance with MSC/Circ.585.

2.4.2.1 原油タンカーについて、承認された揮発性物質放出防止措置手引書を備えている。

For a tanker carrying crude oil, there is an approved VOC management Plan

2.4.2.2 揮発性物質放出防止措置手引書の承認番号

VOC management Plan approval reference:

2.5 船上焼却炉 (第 16 規則)

Shipboard incineration (regulation 16)

船舶に搭載される船舶発生油等焼却設備

The ship has an incinerator:

- .1 2000 年 1 月 1 日以後に設置され、次の基準に適合している。
installed on or after 1 January 2000 that complies with:
 - .1 改正された決議 MEPC.76(40)
resolution MEPC.76(40), as amended*
 - .2 決議 MEPC.244(66)
resolution MEPC.244(66)
- .2 2000 年 1 月 1 日前に搭載され、次の基準に適合している。
installed before 1 January 2000 that complies with:
 - .1 改正された決議 MEPC.59(33)
resolution MEPC.59(33), as amended**
 - .2 改正された決議 MEPC.76(40)
resolution MEPC.76(40), as amended*

* 決議 MEPC.93(45)により改正
As amended by resolution MEPC.93(45).

** 決議 MEPC.92(45)により改正
As amended by resolution MEPC.92(45).

2.6 同等物 (第 4 規則)

Equivalents (regulation 4)

この船舶は、船舶に取り付けられるいずれかの取付け物、材料、器具若しくは装置、代替燃料油又は遵守の方法その他の手続きをこの附属書の要求するものの代替物として使用することを認められている。

The ship has been allowed to use the following fitting material, appliance or apparatus to be fitted in a ship or other procedures, alternative fuel oils, or compliance methods used as an alternative to that required by this Annex:

装置又は設備 System or equipment	使用されている同等物 Equivalent used	承認番号 Approval reference

この記録は、すべての点において正しいことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects.

.....において発給した。
(証書の発給の場所)

Issued at
(Place of issue of the Record)

.....
(発給の日)

.....
(Date of issue)

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

(印章)

国海環第152号
令和4年3月22日

一般社団法人 日本船用工業会
専務理事 安藤 昇 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長

田村 顕洋

(公印省略)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則及び
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく
船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正について（周知）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を改正する省令が別添のとおり令和4年3月18日に公布されたので、ご了解頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

○国土交通省令第十二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の五十四及び第五十四条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月十八日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
<p>（燃料油の採取位置の指定）</p> <p>第十二条の十七の五の三 法第十九条の二十二第一項の船舶（引火点が摂氏六十度以下の燃料を使用する船舶を除く。）の船舶所有者は、法第十九条の二十一第一項又は第二項に規定する基準に適合する燃料油を使用するときは、あらかじめ、国土交通大臣の指示するところにより、当該燃料油を採取することができる位置を指定するものとする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正）</p> <p>第二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p>	<p>（略）</p>
<p>第十二号の四様式（第二十六条関係） （略）</p> <p>水バラスト管理に用いる方法の詳細 水バラスト管理に用いる方法 Method of Ballast Water Management used 設置日（該当する場合）（年／月／日） Date Installed (if applicable) (dd / mm / yyyy) 製造者名（該当する場合） Name of manufacturer (if applicable) この船舶において使用される主たる水バラスト管理の方法は、 The principal Ballast Water Management method(s) employed on this ship is / are : D—1 規則に従う。 D—1 規則に従う。 D—2 規則に従う。 D—2 規則に従う。 in accordance with regulation D—1 in accordance with regulation D—2 （記述） （describe） この船舶は、D—4 規則に従う。 the ship is subject to regulation D—4 規則に従うその他の手法である。 other approach in accordance with regulation （略）</p>	<p>第十二号の四様式（第二十六条関係） （略）</p> <p>水バラスト管理に用いる方法の詳細 水バラスト管理に用いる方法 Method of Ballast Water Management used 設置日（該当する場合） Date Installed (if applicable) 製造者名（該当する場合） Name of manufacturer (if applicable) この船舶において使用される主たる水バラスト管理の方法は、 The principal Ballast Water Management method(s) employed on this ship is / are : D—1 規則に従う。 D—1 規則に従う。 D—2 規則に従う。 D—2 規則に従う。 in accordance with regulation D—1 in accordance with regulation D—2 （記述） （describe） この船舶は、D—4 規則に従う。 the ship is subject to regulation D—4 （略）</p>

<p>第十二号の五様式 (第二十六条関係) (略)</p> <p>この証書は、以下の事項を証明する。</p> <p>THIS IS TO CERTIFY</p> <p>1 当該船舶が条約の附属書VIの第5規則に基づいて検査されたこと。 That the ship has been surveyed in accordance with Regulation 5 of Annex VI of the Convention; and</p> <p>2 検査の結果、この船舶の設備、装置、取付け物、配置及び材料がすべての点において条約附属書VIに定める関係要件に適合していること。 That the survey shows that the equipment, systems, fittings, arrangements and material fully comply with the applicable requirements of Annex VI of the Convention.</p> <p>(略)</p> <p>2.3 硫黄酸化物 (SOx) 及び粒子状物質 (第14規則) 2.3.1~2.3.3 (略)</p> <p>2.3.4 船舶には、第14規則10又は11に基づき、燃料油を採取する位置が指定されている。 The ship is fitted with designated sampling point(s) in accordance with regulation 14.10 or 14.11.....□</p> <p>2.3.5 第14規則12により、第14規則10又は11に基づく採取位置の指定の要件は、船舶を推進し、又は運航するための燃焼を目的とする低引火点燃料用の燃料供給装置には適用されぬ。 In accordance with regulation 14.12, the requirement for fitting or designating sampling point(s) in accordance with regulation 14.10 or 14.11 is not applicable for a fuel oil service system for a low-flashpoint fuel for combustion purposes for propulsion or operation on board the ship.....□</p> <p>(略)</p>	<p>第十二号の五様式 (第二十六条関係) (略)</p> <p>この証書は、以下の事項を証明する。</p> <p>THIS IS TO CERTIFY</p> <p>1 当該船舶が条約の附属書VIの第5規則に基づいて検査されたこと。 That the ship has been surveyed in accordance with Regulation 5 of Annex VI of the Convention; and</p> <p>2 検査の結果、この船舶の設備、装置、取付け物、配置及び材料がすべての点において条約附属書VIに定める関係要件に適合していること。 That the survey shows that the equipment, systems, fittings, arrangements and material fully comply with the applicable requirements of Annex VI of the Convention.</p> <p>(略)</p> <p>2.3 硫黄酸化物 (SOx) 及び粒子状物質 (第14規則) 2.3.1~2.3.3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>
---	--

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年四月一日（次条及び附則第三条第三項において「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条中第十二号の四様式の改正規定及び附則第三条第一項の規定は、令和四年六月一日から施行する。

第二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十二条の五の三の規定は、適用しない。）

第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の施行規則の一部改正に伴う経過措置（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に交付されている第二条の規定による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき船舶の設備等の検査等に関する規則第十二号の四様式の国際水バラスト管理証書は、同条の規定による改正後の同規則第十二号の四様式の国際水バラスト管理証書とみなす。

2 この省令の施行の際現に交付されている第二条の規定による改正後の同規則第十二号の五様式の国際大気汚染防止証書とみなす。

3 地方運輸局長（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二の十九第一号に規定する地方運輸局長をいう。）は、施行日前に建造された船舶に対して施行日から当該船舶について令和五年四月一日以後最初に行われる定期検査（当該船舶を初めて航行の用に供しようとするときに行われるものを除く。）の時期までの間に国際大気汚染防止証書を交付する場合には、当該国際大気汚染防止証書に当該船舶が附則第二条の規定の適用を受けている旨を記載するものとする。ただし、当該船舶について第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十二条の五の三に規定する位置が指定されているときは、この限りでない。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則及び 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の 設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令について

1. 改正の背景

船舶による大気汚染を防止するため、海洋汚染防止条約附属書VI（以下「附属書VI」という。）に基づき、船舶に燃料油を使用するときは、硫黄分の濃度その他の品質が一定の基準を満たす燃料油を使用しなければならないこととされている。令和 2 年 11 月に開催された国際海事機関第 75 回海洋環境保護委員会（以下「第 75 回委員会」という。）において、使用中の燃料油が当該基準に適合しているかを円滑に確認できるようにするため、船舶単位で使用中の燃料油の採取位置を指定することを義務付けること等を内容とする附属書VIの改正案が採択された。

また、船舶からの水バラストの排出については、船舶バラスト水規制管理条約に基づき、排出時の当該水バラスト内の生存生物と微生物の数が一定の基準以下となることとされている。第 75 回委員会において、水バラストを海洋に排出しない船舶等についての水バラスト管理の方法を明確化する観点から、国際水バラスト管理証書に当該船舶等に係る水バラスト管理の方法についての記載欄を設けること等を内容とする同条約の改正案が採択された。

我が国では、上記の各規制を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）の体系に取り入れており、今般の条約改正に伴い、

- ・ 基準に適合する燃料油の使用の義務付けに関する細則を定める海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和 46 年運輸省令第 38 号。以下「施行規則」という。）
- ・ 国際水バラスト管理証書及び国際大気汚染防止証書の様式を定める海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和 58 年運輸省令第 39 号。以下「検査規則」という。）

の一部を改正する必要がある。

2. 改正の概要

（1） 施行規則の一部改正

総トン数 400 トン以上の国際航海に従事する船舶の船舶所有者は、国土交通大臣の指示するところにより燃料油の採取位置を指定しなければならないこととする（新設）。

（2） 検査規則の一部改正

（i） 国際水バラスト管理証書の様式において、水バラストを海洋に排出しない船舶等に係る水バラスト管理の方法についての記載欄を追加することとする（第 12 号の 4 様式）。

（ii） 国際大気汚染防止証書の様式において、（1）に基づき、燃料油の採取位置が指定されていることを証明する記載欄等を追加することとする（第 12 号の 5

様式)。

3. 今後のスケジュール

公布：令和4年3月18日

施行：2. (1) 及び (2) (ii) 令和4年4月1日

2. (2) (i) 令和4年6月1日